

(居宅介護支援)

(契約書別紙 兼 重要事項説明書)

あなた(利用者)に対する居宅介護支援の提供開始にあたり、事業者があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

〈事業所の概要〉

事業所の名称	ケアサポート長岡	サービスの種類	居宅介護支援					
県指定年月日	平成18年 4月 1日	介護保険事業者番号	1570202372					
所在地	〒940-2314 新潟県長岡市上岩井中央町6434番地							
電話番号	0258-41-2230	管理者	高野 寧代					
営業日	日	月	火	水	木	金	土	祝
	×	○	○	○	○	○	○	×
	上記以外に、お盆(8月13~15日)、年末年始((12月30~1月3日)を除く日とする。 土曜日は第2、4週が営業日							
営業時間	8時30分から17時00分までとする(土曜日は11時00分から15時30分)							
その他	但し、利用者の希望があれば休日の営業も行うものとする。 また営業時間以外でも緊急時等の連絡を常時とれる体制にしておく。							
通常事業の実施地域	長岡市、小千谷市、見附市、出雲崎町							
職種	員 数							
	常勤		非常勤			計		
介護支援専門員	1人		1人			1.5人		

(提供するサービスの内容)

① 「居宅介護支援」は、利用者が居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービスまたは福祉サービスを適切に利用することができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境、利用者及びその家族の希望等を勘案し、利用するサービスの種類および内容、これを担当するサービス事業者等を含めた居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行い、および利用者が介護保険施設への入所を希望する場合にあっては、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うサービスです。

② 具体的には次にあげる業務をいいます。

- 1 あなたのお宅を訪問し、あなたの心身の状態を適切な方法により調査します。
- 2 調査した結果と、あなた自身や家族の希望を踏まえ、あなたに介護サービスを適切に提供するための計画（居宅サービス計画）をお作りします。
- 3 介護サービスの提供の状況や、あなたの心身の状態やご家族の環境について、居宅サービス計画作成後も、継続的に把握、管理します。
- 4 私達のみならず、介護サービスを提供する事業者についての相談、苦情の窓口となり、問題を解決します。
- 5 当事業者に対して、特定の指定居宅サービス事業者だけでなく、複数の指定居宅サービス事業者を紹介するよう求めることができます。
- 6 当事業者に対して、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求めることができます。
- 7 あなたの要介護（要支援）認定の申請についてのお手伝いをします。
- 8 あなたが介護保険施設に入所を希望される場合、その仲介をいたします。

(業務取り扱い方針)

「居宅介護支援」の基本方針は次の通りです。

- 1、居宅介護支援の提供にあたっては、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。
- 2、居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- 3、居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思、および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類または特定のサービス事業者に不当に偏することのないよう、公正、中立に行います。
- 4、居宅介護支援の提供にあたっては、市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

- 5、居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止または要介護状態になることの予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行います。
- 6、居宅介護支援の提供にあたっては、自らその提供する居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

(ハラスメント対策の強化)

事業所の適切なハラスメント対策を強化するため、男女雇用均等法等のにおけるハラスメント対策に関する責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を行います。

(身体拘束の禁止)

身体拘束は禁止します。ただし、切迫性・非代替性・一時性のすべての要件に該当した場合は、他職員協働で計画書を作成し、その内容を利用者及び家族に説明を行い、その内容について利用者および家族の署名・捺印をもらったうえで期間を決めて実施するものとします。

(業務継続に向けた取り組みの強化)

感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できるように、業務継続に向けた計画の策定、介護支援専門員への研修・訓練を実施します。

(感染症対策の強化)

感染症の予防及び蔓延防止の為、対策を検討する委員会の開催や指針の整備、介護支援専門員への堅守・訓練を実施します。

(高齢者虐待防止法の推進)

利用者の人権擁護・虐待の防止等の為、虐待の発生又は、その再発防止するための委員会の開催や指針の整備、介護支援専門員への研修・訓練を実施します。また、虐待防止の為の担当者を設置します。

(担当の介護支援専門員)

あなたへのサービス提供を担当する介護支援専門員は、次の通りです。

ご不明な点やご要望などがありましたら、何でもお申し出下さい。

氏名 高野 寧代

連絡先 (電話番号) : 0258-41-2230

(利用料金)

① 利用者負担金

あなたがサービスを利用した場合の利用料は次の通りですが、原則としてその全額が介護保険から給付されるため、利用者負担はありません。

居宅介護支援費基本単位（一ヶ月につき）

・居宅介護支援費（Ⅰ）〈取扱い件数が40件未満〉

要介護1・2 10,860円

要介護3・4・5 14,110円

② その他の費用

1 交通費

通常の事業の実施地域内であれば料金はかかりません。

やむを得ない理由で実施地域外の訪問依頼（入院、入所等）においては一回の訪問につき300円をご負担いただきます。

2 申請代行手数料

あなたの希望に応じて要介護、要支援認定申請（更新申請含む）に関する手続きを代行する場合は料金はいただきません。

3 あなたの希望に応じて居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類等を交付する場合は、複写に要する実費をご負担いただきます。（1枚10円）

*交通費等の利用料金は、一ヶ月ごとにまとめて請求いたしますので、現金支払いにご協力願えればと思います。（振込みは手数料もかかります）

（サービスの終了）

あなたの都合によりサービスの利用を終了する場合は、すみやかに次の連絡先までご連絡下さい。

連絡先 0258-41-2230

(事故発生時等の対応)

サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業者、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(苦情相談窓口)

- ① 当事業所が設置する苦情相談窓口は、次の通りです。当事業所が提供したサービスに関する苦情だけでなく、当事業所が作成した居宅サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出下さい。

窓口設置場所	ケアサポート長岡
担当者	高野 寧代
連絡先 (電話番号)	0258-41-2230

- ② あなたが利用するサービスに関する苦情は、次の機関にも申し立てすることができます。

苦情受付機関	連絡先 (電話番号)
長岡市介護保険課	0258-35-1122
新潟県国民健康保険団体連合会	025-285-3022

(医療機関への入院)

病院または診療所に入院する必要がある場合、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院または診療所に担当する介護支援専門員の名前や連絡先をお伝えください。

令和 年 月 日

サービスの提供にあたり、上記の通り説明しました。

(事業者) 所在地 〒940-2314 新潟県長岡市上岩井中央町 6434 番地

事業者名 ケアサポート長岡

代表者職・氏名 代表社員 元井 信明 印

説明者職・氏名 介護支援専門員 高野 寧代 印

事業者より上記の内容について説明を受け、同意しました。また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

(利用者) ご住所

お名前 印

(代理人) ご住所

お名前 印

(立会人) ご住所

お名前 印